

泉大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

H28.11.28 作成
H29.3.17 修正

No	項目	ご質問	回答
1	通所型サービス A	現行の通所介護事業所の参入は可能ですか。	平成29年4月の総合事業開始時は、社会福祉協議会への委託のみの実施としております。
2	通所型サービス A	送迎についての対象者基準	通所が適当であり、自力または家族支援による来所が困難であることが基準となります。
3	通所型サービス	通所介護と総合事業（現行相当）の同時提供の場合、定員基準、人員配置の兼務は？	「介護」と一体的に運営される「介護予防」および「現行相当サービス」の定員および人員基準については、平成27年6月5日厚生労働省老健局長発「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の基準で実施要綱にて規定する予定です。上記ガイドラインのP104を参照ください。
4	訪問型サービス	サービス提供責任者は兼務可能か。訪問型サービス A の訪問事業責任者とは別に配置が必要か。	サービス提供責任者と訪問事業責任者は他の職種の兼務がなければ可能の方向性で、広域事業者指導課と現在調整中です。今後、手引き書等を通してお知らせします。
5	訪問型サービス	支援時間は。	訪問型サービスは現行相当およびサービス A ともに、現在の介護予防訪問介護の提供時間の考え方と同様の方向性で調整中です。今後、手引き書等を通してお知らせします。
6	単価	本市の被保険者で、他市に居住実態があり、現在他市のサービスを受けている場合の料金設定は。	他市の事業所でも本市の指定を受けていれば、本市の単価となります。 （みなし指定の事業所の場合、国の定める単位に事業所所在地の地域区分単位をかけた金額になります。）（地域区分単位は、みなし指定の事業所の場合も、本市の地域区分単位となります。）
7	住所地特例者	住所地特例手続きは。	住所地特例については、ケアマネジメント、サービス提供とともに施設所在地が実施主体となります。「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A H27年1月9日版」を参照ください。
8	ケアマネジメント	サービス A 利用者が体調不良により現行相当サービスへの切り替える場合、必要な期間は。	現在の家事支援から身体介護が必要になった場合と同様に、プランの変更が必要と思われます。

泉大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

H28.11.28 作成

H29.3.17 修正

9	ケアマネジメント	有料老人ホーム、サ高住等の集合住宅が介護事業所を持つ場合、家事支援でも外部のサービス A をいれてもらえないのでは。	総合事業におけるサービスについても、現在の介護保険サービスと同様、適切なケアマネジメントに基づき、利用者自らがサービスの種類や事業者を選択し、契約するものです。よって、集合住宅においても外部の事業者のサービス利用は可能です。
10	ケアマネジメント	本市に住民票があり、他市のサ高住に入居している利用者のサービス A の事業者は。	保険者が本市であれば、本市のサービス類型に基づいたサービス利用となります。
11	ケアマネジメント	同居家族のいる場合、家族支援をプランに設定する場合の考え方。	現在の予防訪問介護の同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いと同様です。
12	総合事業全般	仕組みが難しく、地域包括支援センターで説明できるのか。	地域包括支援センターには介護支援のための専門職（保健師・主任ケアマネージャ・社会福祉士等）を配置しています。専門的な知識と経験を踏まえ、利用者にとって、わかりやすい言葉で丁寧に説明いたします。